

件 名 「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例（案）」を抜本的に見直し、「男女共同参画社会基本法」に基づく条例制定を求めることについて

要 旨

私たち新日本婦人の会は、女性の願いや子どものしあわせを願い運動を続け、なによりも平和でジェンダー平等の社会をと 60 年あまり活動を続けてきた。

2023 年 9 月に、「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例骨子案」が示され、1 カ月間の間に、県民からたくさんのパブリックコメントが寄せられた。その内容は県のホームページにも掲載された。

知事は、県民の意見に対し「想定内」とコメントしただけで、いっさい見直さなかった。しかし、1, 279 件の意見の中には、「男女共同参画条例に代わるものとしては認められない」「多様性を基盤として、まず男女共同参画に関する条例を作成してほしい」「短時間で迅速に決めるべきではない」など、反対や納得できないという意見も多数あった。

「多様性尊重条例案」は「誰もがその人らしく活躍」「社会の活力」「創造性の向上」などが強調され、「人権の尊重」という言葉がない。「人権尊重」が土台にあってこそ、誰もが自分らしく生きられ活躍できる社会へとつながるものだと思う。これを「男女共同参画条例」が唯一ない県の男女共同参画条例とは到底認めることはできない。

12 月議会で拙速に決めることなく、もっと幅広い県民や有識者の意見をきき、男女共同参画社会基本法の理念に基づいた条例の制定を求める。

以上の趣旨から、次項について措置願いたい。

1. 12 月定例議会で拙速に決めず、幅広い県民や有識者、関係団体の意見をきき、それを反映させたものとする。
2. 「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例（案）」を抜本的に見直し、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づいた条例の再提案をすること。